

バルク 預言書

「バルクの預言」(Prophetia Baruch)と題する本書は、トリデンチノ公会議で定められた聖書正典の中には加えてあるが、それ以前の数種の正典目録中にはその名が見当たらない。これは人々が本書を聖書中の一書と認めなかつたからではなくて、イエレミア預言書の続きと見なしその名を以て引用したからである。

本書はただ第五章から成り、それに附録としてイエレミア預言者のバビロンに拉致された人々に宛てた書簡を第六章としている。

現存するものでは、原典はギリシヤ語になつてゐるが、しかし根本の原典は、オリゲネスなどが認めていたように、ヘブレオ語であつたことは確かである。

バルクはユデアの名門の出で、預言者イエレミアの親友かつ書記であり、生涯の大部分をかれと共に送つた人であつた。

第一章

バビロンのユデア人等、己がくさぐさの罪を認め、バルク書に金を添えてイエルサレムに送り、犠牲を捧げて王と己等との為に祈らんことをその地の同胞に願う

一 さて是は^{これ}ヘルキアの子なるセデイの子セデキアのそのまた子^こマーンシアの子なるネリア

二の子バルク¹が、バビロニアにて録^{かきしる}したる書^{ふみ}の言^{ことば}なり。ニそはカルデア人等^{びとら}がイエルサレムを取り、之^{これ}を火^ひもて焼^やきしより五年目^{ねんめ}にして、月の七日^{つき}のことなりき。三バルク乃^{すなわ}ちこの書^{ふみ}の言^{ことば}を讀^よみて、ヨアキムの子^こ、ユダ王^{おう}イエコニア²の耳^{みみ}、書^{ふみ}を聴^きかんとして来^{きた}れる民^{たみ}一同^{どう}の耳^{みみ}、四貴族等^{きぞくら}、王^{おう}の子等^{こら}の耳^{みみ}、長老等^{ちやうらうら}の耳^{みみ}、及び小^{しょう}なる者^{もの}より大^{だい}なる者^{もの}に至^{いた}るまで、民^{たみ}の耳^{みみ}に入れ、すべてバビロニアにありてソデイ河^{がわ}³の畔^{ほとり}に住^すめる人々^{ひとびと}に對^{たい}して然^{しか}せり。五彼等^{かれら}聴^ききて嘆^{なげ}き、断^{だん}食^{じき}して主^{しゆ}の御眼^{おんめ}前^{まえ}に祈^{いの}りしが、六なお各自^{おのおの}の手^てに及^{およ}ぶ限^{かぎ}りの金^{かね}を集^{あつ}めて、七イエルサレムに送^{おく}り、サロムの子^こなるヘルキアの子^こ司祭^{しさい}ヨアキム⁴の許^{もと}、司祭^{しさい}たちの許^{もと}、また彼^{かれ}と共にイエルサレムにあるすべての民^{たみ}の許^{もと}に遣^{つか}せり。八そはかれ⁵が、主^{しゆ}の聖殿^{せいでん}の器具^{うつわ}の聖殿^{せいでん}より奪^{うば}い去^さられたりしもの、即^{すなわ}ちヨシアの子^こユダ王^{おう}セ

第一章 1) 耶三六・三二・参照。—2) イエコニア(ヨアキン)は西紀前五九八年バビロンへ捕虜として連れ行かれ、拘禁されてから十六年目であつた。彼がこの集会に出席した事實は、多少行動の自由を与えられていたことを示すものである。なおイエルサレムの破壊は西紀前五八八年、この記事にある事實は同五八三年であつた。—3) エウフラト河の一運河であるらしい。4) ヨアキムは捕虜となつた大司祭の代りの新司祭長。5) バルク。

九 デキアが造らしめし銀の器具を、ユダの地に返さんとて、シヴァンの月⁶⁾の十日に受け取りし時に方り、^九バビロン王ナブゴドノソルが、イエコニアと諸侯と、すべての権勢者とその地の民とを捕えてイエルサレムを去り、彼等を縛めてバビロンに引き来りし後のことなりき。

一〇 しかして彼等云いけるは、見よ、我等汝等に金を送れり。汝等之をもて燔祭の牲と香とを買い、⁷⁾素祭の供物と罪祭の献物とを調べ、主我等の天主の祭壇に奉り、^二バビロン王ナブゴドノソルの寿命と、その御子バルタサルの寿命との為に祈れ、是彼等の日数が地上においても天の日数⁸⁾の如くならん為、^三また主が我等に力を賜い、我等の眼を照らし、我等をして、バビロン王ナブゴドノソルの御蔭の下、及びその御子バルタサルの御蔭の下に生き、日久しく彼等に仕え、その御眼前に好意を得しめ給わん為なり。⁹⁾ ^三なお汝等この我等の為にも主我等の天主に祈れ、そは我等、主我等の天主に向かいて罪を犯し、そ

6) シヴァンの月とは五月半ばから六月半ばまでに当る
 7) 聖殿は破壊されていたが、その立っていた場所、犠牲を献げた。耶四一・五。喇二・六八参照。一⁸⁾申一一・二一参照。
 9) この事は曾てイエレミアが捕虜たちへ書き送つた手紙と全く符合する

一四 の御激怒今日に至るまで我等より去らざればなり。10) 一四また我等が祝日及び然るべき日に主の聖殿にて読ましめんとて、汝等に送りたるこの書を
 一五 読み、一五さて汝等云うべし、正義は主我等の天主の属なり、されど我等の
 一六 面の羞恥は我等のものなり、そは今日すべてのユダ人とイエルサレムに住
 一七 める者と共に然るが如く、12) 一六我等の王等と諸侯、及び我等の司祭等と預言
 一八 者等、ならびに我等の父祖に然るが如し。一七我等は主我等の天主の御前に
 一九 罪を犯し、之を信ぜず頼まず、一八且之に従わず、その我等に授け給える御
 二〇 掟のままに歩むべしとの、主我等の天主の御声を聴かざりき。一九そのエジ
 プトの地より我等の父祖を導き出し給いし日より今日に至るまで、我等は
 主我等の天主に対して不信なる者たり、彷徨い離れて、その御声を聴かん
 ともせざりき。二〇さればこそ今日の如く数々の不幸と、主がその下僕モイ
 ぜによりて定め給いし呪咀13) とが、我等に付き纏えるなれ。かれは即ち乳
 と蜜との流るる地を我等に与えんとて、我等の父祖をエジプトの地より導

10) この心がけはイエレミアも彼らに望んだ。耶三・二五参照。一1) 幕屋祭。この祭日には律法が朗読されることになつていた。申三一・一〇—一三参照。一12) 本二六。一13) 利二六章。申二八章参照。

三 き出したる者なり。三 然るに我等はその我等に遣し給ひし預言者等のすべての言の如く
 三 主我等の天主の御声を聴かずして、三 各自その悪しき心の好む方に赴き、他の神々に事
 えて、主我等の天主の御眼前に悪事を行えり。

第二章

更に民の罪と天主の正義とを説く

一 この故に主我等の天主は、我等に、イスラエルを裁きたる我等の士師等
 に、我等の王等と諸侯とに、またすべてのイスラエル人とユダ人とに、語
 り給ひし御言を果たし給えり。二 即ち未だ天下に曾てあらざりしほどの大
 なる禍害を主我等の上に来らしめ給えり、そはイエルサレムに起りたる通
 りにして、モイゼの律法に録して、^一 三人己が子の肉、己が女の肉を啖うべ
 し、とあるが如し。^二 剩え彼等を付して、我等の周囲にある王等の手下と
 なし、主が我等を逐い散らして入れ給ひしその諸ての民の間に、辱しめら
 れ、虐げらるる者となし給えり。^三 かくて我等は上とならずして、下とな

第二章 一) 申
 二八・五三。
 二) 實際この通
 りになつたこ
 とは、哀二・
 二〇及び四・
 一〇の証する
 所。

六 したるに由るなり。六 正義は主我等の天主のものなり、されど面の羞恥
 七 は我等と我等の父祖とのものなること、今日然るが如し。4) 七 そは主我等
 八 に対して、我等の上に来れる是等の禍を悉く告げおき給いたるに、八 我
 九 等各自我等のいと悪しき道を離れて立帰らんとて、主我等の天主の御面
 一〇 を願ひ求めざりしが故なり。九 されば主は禍の機を窺ひ、5) 之を我等に
 一〇 下し給えり。是即ち主が我等に命じ給ひしその御措置は悉く正しきに、
 二 一〇 我等は主が我等の面前に掲げ給える御誠命のままに歩まん為、その御
 二 声を聴かざりしに由るなり。二 しかも今、主イスラエルの天主よ、汝強
 三 き御手もて、徴と奇蹟とを行ひ、大なる能力を揮ひ、御腕を伸べ、御民
 三 をエジプトの地より導き出して、今日の如く、御名を揚げ給える者よ、6)
 三 一三 我等は罪を犯し、不敬の振舞をなし、不義を行いて、主我等の天主よ、
 三 汝のすべての御掟に背けり。一三 願わくは汝の御怒をして我等より離れ去

3) 申二八・一三
 参照。 — 4) 本一
 ・一五。 — 5) 天
 主はご正義ゆえ
 に罰として我ら
 に禍を下すこと
 を考えておいで
 になつた。
 6) かく奇蹟を以
 てイスラエル人
 を救い給うたこ
 とで、主はエジ
 プト人および周
 囲の異教民族の
 間に、大いに名
 声をあげ給うた
 一但九・一五。

一四 らしめ給わんことを、そは我等、汝が我等を散々に逐いやり給える国々の民の間に、僅かに残れるのみなればなり。一四 主よ、我等の願い、我等の祈りを聴き容れ、汝の為に我等を救い出し給え、⁷⁾ 我等をして、我等を引き去りたる人々の面前に、好意を得しめ給え。一五 これ、全地が汝の主我等の天主にて在すこと、及び汝の御名のイスラエルとその子孫とに冠して称ばれしことを知らんためなり。一六 主よ、汝の聖なる家⁸⁾ より我等を顧み、御耳を傾けて、我等に聴き給え。⁹⁾ 一七 御眼を開きて照覽し給え。そは死して冥府にあり、その霊を体内より取り去られたる者等が主に誉と正義とを帰するにあらずして、¹⁰⁾ 一八 禍の大なるに由りて、悲しみ、項垂れて力なく歩む靈魂、衰えたる眼、及び飢えたる靈魂こそ、¹¹⁾ 主に在す汝に光榮と正義とを帰すればなり。一九 主我等の天主よ、抑々我等が汝の御眼前に我等の願いを披瀝して御憐憫を請い奉るは、我等の父祖の正しかりしが故にあらずして、²⁰⁾ 汝がその下僕たる預言者等の手

7) 我らを救い給うことによつて汝は異教徒に崇められ給うであらう。——8) イエルサレムの聖殿他の説では、この天主の家とはそのお住居たる天をさすと。
 9) 申二六・一五。賽六三・一五。
 10) 賽三七・一七。
 11) 苦行をする人々。

二 二に托して語り給える如く、我等に向かいて御忿怒と御義憤とを発し給えるが故なり。曰く、¹²⁾ 三 主かく云い給う、汝等の肩と汝等の頸とを屈し

てバビロン王に仕えよ、さらば汝等、我が汝等の父祖に与えたる地に住

三 三み付くことを得ん。¹³⁾ 三 されど汝等もし主汝等の天主の御声を聴かずし

て、バビロン王に仕えずば、我汝等をユダの諸都市及びイエルサレムの

三 三郊外より逐い出し、^三 歡喜の声、悦樂の声、花婿の声、花嫁の声を汝等

より奪い去らん。かくて全地は住む者の足跡なきに至るべし、と。¹⁴⁾

二 四 然るに彼等はバビロン王に仕うべしとの汝の御声に聴き従わざりしか

ば、汝はその下僕なる預言者等の手に托して、我等の王等の骨と我等の

父祖の骨とを、その在る処より取り除くべしと語り給える御言を成就し

二 五 給えり。¹⁵⁾ 二 五 即ち見よ、是等は投げ出されて、日の熱、夜の霜に曝され、

二 六 人々は飢餓や剣や追放¹⁶⁾ にあい、いたく苦しみて死せり。二 六 汝はまたイ

スラエルの家とユダの家との不義の為に、汝の御名の呼ばれたりし聖殿

12) 次節は耶二七

・一二と七・三

四と二五・一〇

とをまとめたも

の。—13) カルデ

ア人の朝貢者と

して。—14) 耶七

・三四。—15) 耶

八・一、二。

16) ヴルガタは

emissione「追出

し」。しかし exil

「逐謫」(ギリシ

ヤ語 ἀποστολή)

またペストすな

わち毒氣と訳す

人もある。

二七 を、今日の如き¹⁷⁾有様になし給えり。二七されど主我等の天主よ、汝は御仁
 二八 慈を尽くし、かの大なる御憐憫を尽くして、我等を遇い給えり、二八そは汝
 二九 がイスラエルの子等の前にて汝の律法を録すことを汝の下僕モイゼに命じ
 三〇 給いし日に、彼の手に托して語り給えるが如し、二九曰く、汝等もしわが声
 を聴かずば、この大群衆は、我が之を散らして逐いやらんとする国々の民
 の間にていと少くなるべし。三〇そは我この民が、頸剛き民なるに由りて、
 我に聴き従わざることを知ればなり。さりながら彼等もその捕囚の地にお
 いては、その本心に立帰り、¹⁹⁾ 三我が主にして彼等の天主たることを知る
 に至らん。即ち我彼等に心を与えて曉らしめ、耳を与えて聴かしむべし。
 三三 かくて彼等はその捕虜となれる地において、我を讃え、わが名を心に留
 三三 め、三三その剛情と悪意とを棄て去らん、そは彼等、我に對して罪を犯した
 三四 る己が父祖の行状を思い出さずべければなり。三四その時我彼等の父祖なる
 アブラハム、イサーク、及びヤコブに与えんと誓いたる地に、彼等を召還

17) 破壊され焼かれた。

18) 利二六・三九―四五。申

三〇・一一〇参照。バル

クはこの箇所を自由に且つづめて引用している。

19) この改心は利二六・四〇、四一。申四・三〇に予言してある。

三五
してそこを治むる者となし、且彼等を殖やして滅ずることなからしめん。20) 我また彼等と永遠なる他の21) 契約を結ばん、かくて我彼等の天主となり、彼等わが民となるべし。我最早わが民イスラエルの子等を、わが之に与えたる地より逐い出さじ、と。

第三章

捕囚よりの救いを求むる祈りと真の智慧の称讚

一 されば今、全能の主、イスラエルの天主よ、悩める魂、1) 憂うる靈、汝に向かいて呼わり奉る、
二 汝は慈悲深き天主にて在せば、主よ、聴きて憐み給え。我等汝の御前に罪を犯したれば我等を憐み給え。
三 それ、汝は永遠に住まり給うに、我等は永劫に亡ぶべきか。
四 全能の主、イスラエルの天主よ、イスラエルの死せる者、2) とその子等との祈禱を今ぞ聴き給え、
彼等が汝

20) 申三〇・三、五参照。
21) この他の契約とは、ユデア国から始まつたキリストの教会に現われるメシアの御国に関するもの

第三章 1) 謙遜と苦行とで。本二・一八とその註参照。—2) 永遠不変の天主はおん約束を忠実に守り給うだるう。—3) 悲惨な状態で死人のようになつてゐる人々。

一四 得たらんに。一四 智慧のある処、力のある処、了悟のある処を学
 べ、さらば汝同時に長寿と生命を支うるものとのある処、眼の
 一五 光と平安とのある処をも知ることを得ん。一五 その7) 在処を見出
 一六 でたるは誰ぞ。またその宝庫に入りたるは誰ぞ。一六 今いずこ
 にありや、国々の民の侯等、及び地上にある獣畜を支配する
 一八七 者、8) 一七 天空の鳥を樂しむ者、一八 人々の頼みとする白銀黄金を
 積み蓄え、なおも果しなく之を得んとする者、また銀に細工を
 一九 施すとて、その為に心を勞し、その努力測り知れぬ者。一九 彼等
 は死に絶えて冥府に下り、9) 他の人々之に代りて出で来れり。
 二〇 若き人々は光を見つつ地上に住みてあれど、智慧に至る道を
 二 知らず、10) 三 その径をも曉らず、またその子等も之を受けざる
 二二 なり。その彼等を距ること遠きかな。二三 是はカナアンの地にて
 二三 聞きたることなく、11) テマン12) にて見たることなし。二三 またこ

様汚れるとされていた。
 耶二・二三参照。他の説
 では、死者も同然の有様
 であつた捕虜のユデア人
 らをさすと。一7) 智慧の。
 8) 獅子使いや蛇使いなど
 のように動物を思いのま
 まに駆使する者。一9) 智
 慧を見出さずに。一10) 彼
 らの後の世代は、前の世
 代の経験から何も学ばな
 かつた。一11) 造船術や航海
 術では遠くまで音に聞こ
 えていたフェニキア人の
 なかでさえ。一12) エドム
 の東南にいたテマン人は
 智慧があるので有名であ
 つた。

二四	商人等も、寓話を作る人々も、分別や悟りを求める人々も、智慧の道を知らず、その徑を憶わざるなり。二四 ああイスラエルよ、天主の家 ¹⁶⁾ はいかに大きく、その占め給う処はいかに広きぞ！ 二五
二五	は宏大にして涯なく、高くして測り知れず。二六 そこに曾て巨人等ありき、開闢より居りし、丈高く、戦に巧みなる、かの音に聞えし者等なり。二七 主この者等を選び給わざりしかば、彼等は智慧に至る道を見出さず、この故に滅びたり。二八 即ち彼等は智慧なかりしに由りて、その愚かさ故に滅びしなり。二九 誰か天に昇りて之を捉え、雲間より之を引き下したる。三〇 誰か海を渡りて之を獲、純金よりも貴しとして之を持ち来りたる。三一 誰もその道を知り得る者なく、その徑を探し出す者なし、三二 ただ之を知り、その炯眼もて之を見出し給えるは、即ち一切を知り給う者、 ¹⁷⁾ 永久に地を備え、之に家畜や四足

13) 商業を営み、黄金を持つていたイスラエル人。 — 14) 多くの解釈者の支持する説では、これはメダンの写し違いである。そうすれば昔商と。そうすれば昔商の一族マデイアンの人のこと。 — 15) 処世上の智慧。 — 16) これは天でもなく、人の手で建てられた聖殿でもなくて、天主の造り給うた世界全体をさす。 — 17) 真の智慧は天主から来る。

三三 獣を満たし給いし者、^{三三}光を遣りて行かしめ、¹⁸⁾ 之を呼び給

三四 えばその震慄きつつ従う者のみ。^{三四}星は望樓に立ち、光を

三五 放ちて悦べり。¹⁹⁾ ^{三五}彼等は召さるれば、「我等ここにあり」

三六 と云い、彼等を造り給いし者の為に、欣然と輝けり。^{三六}是²⁰⁾

三七 我等の天主にして、之に匹敵すと思わるる者他にあるべくも

三七 あらず。^{三七}これこそ、智慧に至る道を悉く探り究め、その下

三八 僕ヤコブと、その愛子イスラエルとに、之を伝え給いしな

三八 れ。²¹⁾ ^{三八}この後彼は地上に現れて、人々と交わり給えり。²²⁾

第 四 章

バルク智慧の掟を守ることがを奨め耐え忍びて救いを待ち望むべしと民を励ます

一 是¹⁾は天主の誠命の書にして、永久に渝ることなき律法な

り。凡て之²⁾を守る者は生命に至らん。されど之を無視した

る者は死³⁾に至るべし。ニヤコブよ、立ち帰りて之を採り用

18) 創一・三参照。―19) 百三

八・七、三五参照。―20) か

くなし給うた者、即ち世界

の創造主。―21) 天主の御啓

示はイスラエルに与えられ

た。―22) 人間に智慧を最高

限度に伝えたのは、人とな

り給うた天主第二位、イエ

ズス・キリストによつて行

われた天啓。約一・一四に

似た書き方。

第四章 1)ギリシヤ語本は

αὐτῶν 即ち智慧。前章三七

参照。―2)智慧。―3)靈魂

の生と死。

三 いよ。その光に向かいその輝きに至る道を歩め。三 汝の栄誉⁴⁾を他の人
 四 に、汝の格式を異邦の民に譲るなかれ。四 イスラエルよ、我等は至福な
 五 り、そは天主の御意に適う事、我等に啓示されたればなり。五 天主の御
 六 民、記憶せらるべき⁵⁾イスラエルよ、頼もしかれ。六 汝等が異邦人に売
 七 られたるは⁶⁾滅びん為にあらず。ただ汝等は天主の御忿怒を招きしが故
 八 に、汝等の敵に付されたるなり。七 実に汝等は犠牲を、天主にあらずして
 九 悪霊⁷⁾に献げ、汝等を造り給いし者、永遠の天主を怒らせ奉れり。八 実
 一〇 に汝等は己を養い給いし天主を忘れて、汝等の育ての母イエルサレムを
 一一 悲しませたり。八) 実にそは天主の御忿怒の汝等に下るを見て云いぬ、シ
 一二 オンの辺に住む者よ、聴け。実に天主は我に大なる哀悼を来らせ給えり。
 一三 一〇 蓋は我わが民わが子女の捕囚を、永遠なる者が之に下し給えること
 一四 を、見たればなり。一二 実に我は悦びつつ彼等を育てしが、泣き悲しみつ
 一五 つ之を去らしめたり。一三 寡婦となりてただ独り残れる我の身の上を、誰

4) 特恩を被むつた御民であり、神聖なる律法を有する光榮。
 5) 天主が御心に留め給う。
 6) 奴隸として渡されたのは。利二五・三九。申二八・六四参照。
 7) 偶像。詩九五・五参照。
 8) その滅亡とそ
 の住民が捕虜として拉致されたのに責任があつたから。

一三 も喜ぶことなかれ。我はわが子等の罪ゆえに、彼等が天主の律法を離れしばかりに、多くの人に見棄てられたり。二三 彼等は彼の御掟を知らず、天主の御誠命の道を歩まず、またその真理と正義との徑にも分け入らざりき。一四 シオンの辺に住む者は、来りてわが子女の捕囚を、永遠なる者が之に下し給えることを見よかし。一五 実に彼は遠方より一つの国民を彼等に向かい来らしめ給えり、そは語異なる、不義の国民にして、一六 老人を敬わず、小児を憐まず、この寡婦の愛する者を引きて去り、子等を奪いてただ独り遺せり。一七 然れども我は、いかで汝等を助くるを得んや。一八 蓋し汝等に禍を下し給える者こそ、汝等の敵の手より汝等を救い出し給うべけれ。一九 往けよ、子等、往けよ、実に我はただ独り残されたり。二〇 我は平和の衣服を脱ぎ、却つて哀願の粗衣を着、わが生くる日の限り至高者に呼わり奉らん。二一 子等よ、頼もしかれ。主に呼わり奉れ、さらば彼敵の諸侯の手より、汝等を救い出し給うべし。二三 実に我は汝等の救済の希望を永遠なる者に繋けたり。我等の永遠の救主より汝等に来るべき御憐憫

9) どん
 な破廉
 恥なわ
 ざをす
 ること
 をも恐
 れない
 10) 即ち
 喜びと
 幸福と
 の。

二三	を思えば、聖なる者 ¹¹⁾ より歡喜我に來れり。三三 実に我は悲しみ嘆きつ
二四	つ汝等を見送りしかど、主は汝等をわが許に連れ歸りて、永久に ¹²⁾ 喜
二五	び樂しましめ給わん。三四 実にシオンの隣町は ¹³⁾ 天主による ¹⁴⁾ 汝等の捕
二六	囚を見たる如く、やがてまた天主による汝等の救済を見ん、そは大な
二七	る榮譽と永遠の光輝とを齎して汝等に来り臨むべし。三五 子等よ、汝等
二八	に下れる御忿怒を堪え忍びて凌げかし。実に汝の敵は汝を迫め苦しめ
二九	たり、されど汝はやがてその滅亡を見、その頸筋を踏みつくるに至ら
	ん。二六 わが纖弱き子等 ¹⁵⁾ は嶮しき路を辿れり、実に敵に奪われたる羊
	群の如く、引き行かれたり。二七 頼もしかれ、子等よ、しかして主に向
	かいて呼わり奉れ。蓋し汝等を引き行かしめ給える者、 ¹⁶⁾ 汝等を思い
	出で給うべし。三八 実に汝等の天主を離れて彷徨えるが汝等の心がけに
	由りしが如く、汝等再び立ち歸るや、その十倍も彼を採ね求めん。
	二九 蓋し汝等に禍を來らしめ給える者、汝等の救拯と共に恒久の欣喜を

11) こよなく聖なる者にてまします天主。本五・五。百六・一〇。賽四〇・二五参照。
 12) バルクは天主の御国がメシアによつて成就されるのを見る。—13) 本章九節参照。
 14) 「天主による」はギリシヤ語本になし。—15) 苦しみにあまり慣れていない者。耶六・二参照。—16) 天主。

三〇 再び汝等ふたたびなんじらに來らせ給きたうべし。三〇イエルサレムよ、頼たのもしかれ、蓋そは
 三一 汝なんじに名づけなけり給たまいし者もの、汝なんじを励はげまし給たまえばなり。三一汝なんじを悩なやましたる
 三二 悪あしき者ものは滅ほろび、汝なんじの没落ぼつらくを慶よろこびたる者ものは罰ばつせらるべし。三三汝なんじの子
 三三 等の仕つかえたる諸都市まちまちは罰ばつせられん、汝なんじの子等こらを捕とらえ去さりし者もの18) もま
 三三 たら然しかり。三三蓋けだしかの者ものは汝なんじの没落ぼつらくを喜よろこび、汝なんじの倒潰とうかいを樂たのしみたる如ごと
 三四 く、また己おのが荒廢こうはいを悲かなしむに至いたらん。三四 しかしてその衆人おおくのひとの歡喜よろこび
 三五 は絶たえ、その悅樂たのしみは哀悼かなしみとなるべし。三五 蓋そは永遠とこしえなる者ものより之これが上うえ
 三六 に火ひ19) の下くだること日久ひひさしきに及および、惡鬼あつきの住すむ所ところとなりて幾多いくたの時とき
 三六 を經ふべければなり。20) 三六イエルサレムよ、東ひがしの方かたを見廻みまわして、天主てんしゆ
 三七 より汝なんじの許もとに來きたる欣喜よろこびを見よ。21) 三七 實じにも見みよ、汝なんじが散ちり散ちりに去さ
 三六 らしめたる汝なんじの子等こらは來きたる、東ひがしより西にしに至いたるまで、22) 聖せいなる者もの23) の
 三六 御言みことばに應おうじ、天主てんしゆの譽ほまれを喜よろこびつつ集つどい來きたる。

17) 「ヤーヴェの町」
 と。詩四五・五参照
 18) バビロン。—19) 天
 主の御怒りの火。
 20) もはやそこに人が
 住まなくなるだるう
 賽一三・二一参照。
 21) 捕囚の人々はその
 方角から帰つて來る
 筈だから。—22) あら
 ゆる所から。—23) 本
 章二二節参照。

第五章

イエルサレム復興の壯観

一 イエルサレムよ、汝が哀悼と憂悶との衣を脱ぎ、天主より汝
 に来る恒久の栄えりの美麗と誉とを着よ。天主は汝に正義の
 二重の衣を纏わせ、汝の頭に永遠の誉の冠を戴かせ給わん。
 三 実に天主は天が下なるすべてのものに、汝に宿る御光輝²⁾を
 示し給わん。四 実に汝の名恒久に天主より汝にかく名づけらる
 べし、曰く、「正義の平安と孝愛の誉」と。五 起ち上れ、イエ
 ルサレムよ、高処に立ちて、東の方³⁾を見まわし、日出る方よ
 り日の没る方まで、汝の子等が聖なる者⁴⁾の御言に応じ、天主
 の彼等を御心に留め給えるを喜びつつ集えるを見よ。六 それ、
 彼等は敵に引かれ、徒歩にて汝の許より出で行きしかど、主は
 彼等を王家の子等の如く尊びて汝の許に連れ来り給わん。七 実

第五章 1) キリストの教

会なるメシアの御国の栄
 えと、それが天国におい
 て完成した時の栄え。

2) ギリシア語本「なんじ
 の輝き」。— 3) 捕囚の人々

が帰つて来る方角。本四

・三六参照。— 4) 本四・

三七とその註参照。

5) エジプト、アッシリア、

ペルシヤには担い運ぶこ

とのできる王座があり、

時々それに王をのせて担

い運んだ。

八 天主はすべての高き山⁶⁾と千歳の巖とを崩して谷を填め、地均しすることに定め給えり、是イスラエルをして、天主の御栄えの為に力を尽して歩ましめんとてなり。八また森や諸種の香わしき樹木も、天主の御命令によりてイスラエルを影に隠せり。九 実に天主は御躬より出る御憐憫と正義とを以て御稜威の光の裡に欣然とイスラエルを連れ来り給わん。7)

第六章

捕虜の人々に与えて之を偶像礼拝より守らんとするイエレミアの書簡

一 バビロニア人の王によりバビロンに捕え行かれたる人々に宛てて、イエレミアが天主より命ぜられたることを彼等に告げん為に送りし書簡の模写。一 汝等は天主の御前に犯したる罪ゆえに、バビロニア人の王ナブゴドノソルに捕えられて、バビロンに引き行かれん。1) 汝等はかくバビロンに入りて、多

6) バビロンとイエレルサレムとの間にあつて、やや越えるに困難な山の背など。賽四〇・四参照。7) 靈的には、ここに記してある善いことはみな、罪の奴隸または不信仰の暗黒状態から天主に立ち帰る人々が受けられる恵み。

第六章 1) 耶二九・一以下参照。この書簡が送られたのはイエルサレムが破壊された後で、捕虜達がまだレブラタにいた時であつた。王下二五・二〇参照。

三 くの年、長き時を経、七代まで²⁾ 彼処にあるべし。されど
 その後我汝等を彼処より安らかに連れ出さん。^三 さて今汝
 等はバビロンにおいて、金や銀や、石や木の神々が肩に担
 われ、³⁾ 異邦人等に畏懼を起さしむるを見るべし。^四 され
 ば汝等も、他国のなす所に倣い、臆してかかる物に對する
 畏懼に捉らわれざるよう注意せよ。^五 また汝等かかる物を
 後より前より拝む⁴⁾ 人群を見る時は、心の中にて云え、主
 よ、汝こそ礼拝を受け給うべきなれ、と。^六 蓋はわが天使
 汝等と共にあり、⁵⁾ また我自ら汝等の靈魂を責むべければ
 なり。^七 實に是等のものの舌は工人に磨かれ、それ⁶⁾ さえ
 も金銀を被せられたれど、偽物なれば語ること能わず。
 八 即ち飾るを好む乙女に對してする如く、人々金を取りて
 是等を粧いたるなり。^九 彼等の神々は實にその頭上に黄金

²⁾ 捕虜として拉致されたのは三代。七代目が生存していたら、捕囚が終わるだろう。イエレミアはこの数で例の七十年を表わすつもり。耶二九・一〇参照。
³⁾ バビロニア人は盛大な行列をして神々の像を持ち回るのが慣であつた。—⁴⁾ ヴルガタの *popi- rantes* は文法上エデア人が主語なる *dicite* にかかるが、意味の上からはギリシヤ語本にあるように *turba* にかけなければならぬ。—⁵⁾ 本節から天主の御言葉。出三三・二。但一〇・一三。—
 二・一参照。—⁶⁾ *simulacra* 「偶像」を補つて読むべし。

一〇 の冠かんむりを戴いたけり。されどその司祭等しさいらは是等これらより金銀きんぎんを取り去さりて、己おのが為ために用もちうるなり。一〇 剩あまつさえ彼等かれらは之これが一部ぶを浮女うかれめに贈おくりて、娼婦あそびめを飾かざり、之これを娼婦あそより受うくれば、再また己おのが神々かみがみを飾かざる。一 二 しかも是等これらは鏑さびや蠶魚ししみを免まぬかる能あたわず。二三 人々ひとびと紫むらさきの天鷲絨びろうどの衣ころももて是等これらを蔽おほいたる時ときも、その面かおは、家の塵ちり夥おびただしく之これにかかるが故ゆえに、拭ぬぐわざるべからず。二三 或あるは人の如ごとく、地方ほうの判官さばきの如ごとく、笏しやくを持もてる者ものあり、されどかかる者ものも己おのれに対してたい罪犯つみおかす者ものをさえ死刑しけいに行おこなう能あたわず。一四 或あるはまた劍つるぎや斧おのを手てに持もてるあり、されどかかる者ものも戦争たたかいや強盗ごうとうを防ふせぐ能あたわず。是これに由よりてもその神々かみがみにあらざること汝等なんじらに分明あきらかなるべし。二五 されば是等これらを懼おそるるなかれ。人の用器うつわも碎くだけては用ようをなさずなる如ごとく、彼等かれらの神々かみがみもまた然しかり。一六 家いえの中なかに是等これらを安置あんちしても、その眼めには、入いる者ものの足あしの立たつる埃ほこり満みちたり。一七 王おうの忌諱きいに触ふれたる人ひとに対して、その周囲まわりの戸とを閉鎖とぎす如ごとく、もしくは墓はかに搬はこばるる死者しやに対して然しかする如ごとく、⁹⁾ 司祭等しさいらも盜賊等とうぞくらに是等これらのものを掠かすめ去さられじとて

7) 後半はギリシヤ語本では「彼らは金や銀や木の偶像をも、人の如く衣きせて飾る」となつてゐる。一8) 牢獄の。一9) 死者に付けてやつた貴重品を盗まれぬようにするため。

一八 錠じょうと門かぬきともて戸と締じまりを固かたくす。一八 彼等かれらは是等これらの前まえに灯ひを、それも多くおほ点とせど
 一九 も、是等これらはその一つみだに見みる能あたわずして、宛さなら家いえの中なかの梁うつはり木ぎの如ごとし。一九 また人ひと
 二〇 々は地つちより生しょうじたるは匍むしう虫むし10) が是等これらの内ない部ぶ11) を咬かると云いう、然しかるにそれが是等これら
 二一 とその衣ころもとを食はむ時ときも、是等これらは更さらにそを覚おぼえざるなり。二〇 その面かおは家いえの中なかに立た
 二二 つ煙けむりによりて黝くろめり。二二 その軀からだの上うへやその頭こゝろの上うへには、梟ふくろう、燕つばめ、その他たの鳥とりな
 二三 ど飛とび来きたりて留とまり、猫ねこもまた同おなじく駆かけ上ある。二三 汝等なんぢら是これに由よりても是等これらが神かみ
 二四 にあらずることを知しるを得うべし、されば是等これらを恐おそるるなかれ。二三 更さらに是等これらは金きん
 二五 を外うわ面べの装かざり飾しとしたれども、人ひとが錆さびを拭ぬぎ取とるにあらずば、輝かがかんともせず、
 二六 また鑄い造なされたる時ときも、蓋けだし感おぼえなかりしなり。二四 是等これらの内うちには気いき息きあらずる
 二七 に、人々ひとびといかなる値あたいにても之これを買かえり。二五 是等これらは足あしなければ肩かたに担になわれ、人々ひとびと
 二八 に己おのが無む価か値ちを示しめす。かか物ものを崇あがむる者ものもまた恥は辱じを得えよかし。二六 この故ゆえに
 二九 是等これらもし地ちに落おつる時ときは、自みら起おき上あることなし。またたとい人ひとありて之これを真まつ
 三〇 直すに立たつるとも、そは己おの独れりひとにて立たてるにあらず。彼等かれらに供物くもつを供そなうるは、死し

10) ヴル
ガタは

serpen-
tes「蛇」

あるい
は「匍
うもの」

11) ヴル
ガタは

corda
「心臓」

即ち内
臓。

二七 者に然する如くなるべし。三モその司祭等は献物を売りにて己

二八 人が利を計り、その妻等もまた同じく之を取れども、病める

二九 月経の女等もその献物に触る。13) さればかかる事より是等

三〇 金が木の神々に供物を供え、三〇司祭等衣を裂き、頭と鬚と

三一 を剃り、頭を禿にして、その宮に坐すればとて。14) 三二 彼等

三三 はまたその神々に向かいて、死者の饗筵におけるが如く喚

三四 き叫ぶ。三三司祭等は是等の衣を取り去りて、その妻子に着

三五 す。三三しかも是等は、人より受くる扱いの悪しきにせよ、

三六 善きにせよ、之に報いること能わず、また王を立つること

三七 も、廃することも能わざるなり。15) 三四 是等はまた同様に富

12) モイゼの律法で、祝日には他

国人、孤児や寡婦、下男や下女

を御馳走によび(申一四二一九。

一六・一一、一四)、また貧民

を特に助けなければならぬ定め

であつた(出二三・一一。利一

九・一〇。二三・二二など)。

13) 利一二・四。一五・一九参照。

畏敬の念がないのも、それらの

偶像が神でないことを示す。

14) 司祭らはモイゼの律法で頭髪

やひげを剃ること(利一九・二

七。二一・五)、衣服を裂くこ

とを禁じられていた。一五) 真の

神天主は然らず。母上二・六一

八参照。

四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
<p>等の神々そのものに知覚なければなり。四二女等もまた己が身に繩を</p>	<p>どその人々²⁰⁾と雖も、もし曉らばそれらの物を棄て去るべし、蓋は彼</p>	<p>や、之を¹⁸⁾ベル¹⁹⁾の前に伴い行きて、語わしめ給えと願うこと、</p>	<p>と雖も是等¹⁷⁾を敬わず。彼等は語うこと能わざる啞者あるを聞く</p>	<p>は、木や石や金や銀にて作りしものにして、山より切り出したる石</p>	<p>人に視力を再び与うることも、人を困窮より救うこともなく、^{三七}寡</p>	<p>とも、弱き者を力優れる者より助け出すこともなく、^{三六}目盲いたる</p>	<p>を授くることも、悪に報いることも能わず、人は等に誓を立てて果</p>

16) 天主は然らず。申
 二三・二一参照。
 17) 二四節、二五節な
 どと同様、文法上中
 性複数、即ち *simu-*
lactra 「偶像」。これ
 と男性単数 *deum*
 「神」または複数 *dei*
 「神々」と交互に用
 いてある。―18) ヴル
 ガタ *miud* は *miim*
 即ち *mutum* 「啞者」
 の誤寫。―19) 賽四六
 ・一とその註参照。
 20) カルデア人。

四三 繞らして21) 道22) に坐し、橄欖の実の核23) を燃やせど、四三その
 中の一人、道行く或人に引かれて去り、之と共に臥したる後
 は、その隣人に向かいて、汝はわれほどの価値ありと思われ
 ず、またその繩は断たれざりきとて、罵るなり。四四さりなが
 ら凡て是等に対して行う事は虚偽なり。さらばいかでかかる
 物を神なりと思ひ、或は云うを得んや。24) 四五是等は工人及び
 金細工師の造る所にして、司祭等のかく造らしめんと欲める
 ものに他ならざるべし。四六是等を造る工人等その者すらも、
 生存らうること久しからず。25) さらば彼等に造られたる是等
 の物、あに神たることを得んや。四七然るに彼等は己が後に来
 るべき人々に虚偽にして恥辱となる物を遺せり。四八実に戦争
 や災厄彼等に臨むや、司祭等は是等を携えて何処に身を隠さ
 んかと内密に思ひ議る。四九さらばその身すら戦争を脱るるこ

21) まだ不貞な所行をしたこ
 とがないという印に。ヘロ
 ドトウスの言う所によれば
 その女は誰でも生涯に一
 度女神ミリツタをたたえる
 ために、身を犠牲にしなけ
 ればならなかつた。そして
 そうしようとする人は、紐
 で冠を頭にかぶり、女神に
 献げられた場所に坐り、誰
 かに求められるまで待つて
 いたものであつた。—22) 神
 殿への道ばた。—23) ギリシ
 ヤ語本は「ぬか」。—24) 本章
 三九節参照。—25) 死ぬべき
 運命の弱い人間に過ぎない

五〇	とも、災厄を避くることも能わざる者を、いかで神なりと思ふべけんや。五〇それ、是等は木造りに金銀を被せたるものなれば、後にはその偽物 ²⁶⁾ なること、万の国民や王等に知られ、その神にあらざして、ただ人々の手の作に過ぎず、天主の御能力の全くかかる物に存せざること、明らかになるべし。五一さらば何に由りて是等が神にあらず、ただ人々の手の作に過ぎずして、天主の御能力の全くかかる物に存せざること、知れたるか。五二是等は国に王を立つることなく、 ²⁷⁾ 人々に雨を恵与むこともなく、五三また判決を下すこともなく、国々を不義より救うこともなし、そは天地の間にある鴉の如く、何事をもなす能わざればなり。五四もしそれ、かかる木や銀や金の神々の家に、火襲い来らんか、実にもその司祭等は逃げて助かることあらん、されど是等そのものは、梁木の如くその中に焼け果つべし。五五また是等は王をも戦争をも防ぐ能わず。さらばいかにかかるものを神々なりと思ひ、或は認むるを得んや。五六なお是等木造石造に金銀を被せたる神々は、窃盗や強盗を免るる能わず。是等より強き者は、五七
----	---

26) 神でもないのに、そのふりをするから
27) 本章三三節参照。

五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六
れに被せられたる金銀や衣を剥ぎ取りて立ち去らん、しかも是等は己が身を
衛ること能わざるなり。28) 五八 さればかかる偽りの神々たるよりは、王となり

てその力を示すか、または家に役立つ器となりてその持主の誇りとなるか、
もしくは家の扉となりてその中にある物を守るこそよけれ。五九 実に日月星も

輝きつつ役立つよう定められ、なすべきことをなす。六〇 電光の閃きて見え渡
るもまた同じく、風があらゆる地方に吹くもまた同様なり。六一 雲また遍く世

界を渡り行けと天主より命ぜらるれば、則ちその命ぜられたる所を果たす。
六二 なお火も山や森を焼き尽くす為に天上より29) 遣されて、その命ぜられたる

所をなす。されどかの偶像30) は美観においても能力においても、是等の物の
一つにだに若かざるなり。六三 この故に彼等を神なりと思ふべからず、また云

うべからず、そは審判を行うことも、31) 人々に何かをなすことも、能わざれ
ばなり。六四 されば汝等その神にあらざるを知りて、之を懼るるなかれ。六五 蓋

し是等は王等を呪うことも、祝することも能わず、六六 また国々の民に対して

28) 本章一
七節参照

29) 天主か
ら。

30) ヴルガ
タ haec

は即ち
simula-

「偶
像」。

31) 本章一
三節参照

六七 天に徴を顯すことも、³²⁾ 日の如く光り、月の如く輝くこともせず。六七の獸

すら彼等に優る、それは隱処に逃げ込みて、身を衛ることを得ればなり。

六八 かくの如く、我等にはいかにしても是等が神にあらざること明らか

六九 り、この故に之を懼るるなかれ。六九 それは木造、銀造に金を被せたる彼等

の神々は、胡瓜畑³³⁾にある案山子が何の守りにもならざる如くなればな

七〇 り。七〇 かかるものは、諸種の鳥の留まる、³⁴⁾ 園の白茨と同様にして、木

造に金銀を被せたる彼等の神々もまた同じく、暗闇に捨てらるる死人に

七二 似たり。七二 なお是等の身に着きながら衣魚に喰われたる紫の天鷲絨や

緋の衣によりても、汝等その神にあらざることを知るべし。更に彼等自

身も、終には蝕まれて、その地の恥辱となるに至らん。³⁵⁾ 七二 されば偶像

を有たざる義人こそ優れ。蓋はかかる人は恥辱を蒙る懼れ全くなければ

なり。

32) 本一〇・二参照。— 33) 賽一・

八参照。— 34) 小鳥をおどして、

それに汚されるのを防ぐ力もな

い。— 35) 偶像の鼻や耳が喰われ

てなくなつたら